

平成19年第2回訓子府町議会定例会会議録

議事日程(第3日目)

平成19年6月28日(木曜日)

午前10時00分開議

第10 議案第36号 訓子府町事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議案第37号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議案第38号 訓子府町土地開発公社の解散について

第14 選挙第5号 選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙について

第15 選挙第6号 北海道後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

第16 請願第2号 WTO及び日豪EPAなど重要農産物の貿易交渉に関する請願書

追加日程

意見書案第3号 WTO及び日豪EPAなど重要農産物の貿易交渉に関する要望意見書

意見書案第4号 道路整備に関する要望意見書

意見書案第5号 地方財政に関する要望意見書

第17 報告第3号 繰越明許費繰越計算書の提出について(平成18年度訓子府町一般会計予算)

第18 報告第4号 繰越明許費繰越計算書の提出について(平成18年度訓子府町介護保険事業特別会計予算)

第19 報告第5号 訓子府町土地開発公社の経営状況等報告について

第20 報告第6号 訓子府町国民保護計画の策定について

第21 報告第7号 出納検査結果報告について

第22 議員の派遣について

追加日程

所管事務調査について

出席議員（10名）

1番	橋本憲治君	2番	西山由美子君
3番	上原豊茂君	4番	河端芳恵君
5番	工藤弘喜君	6番	松浦啓博君
7番	佐藤静基君	8番	山本朝英君
9番	川村進君	10番	小林一甫君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町長	菊池一春君
総務課長	山田日出夫君
企画財政課長	佐藤正好君
町民課長	三好寿一郎君
福祉保健課長	佐藤純一君
農林商工課長	山内啓伸君
建設課長	竹村治実君
水道課長	竹村治実君
施設車両課長	竹村治実君
教育課長	小野茂君
管理課長	平塚晴康君
社会教育課長	佐藤明美君
教育委員長	白崎隆誠君
監査委員	四十物義雄君
農業委員会事務局長	菅野宏君
会計管理者	八鍬光邦君

職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	小野良次君
議会事務局係長	今田和則君

開議の宣告

議長（橋本憲治君） 皆さん、おはようございます。

それでは定刻になりました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出欠を報告いたします。本日は、全議員の出席であります。

田古選挙管理委員長と鳥山農業委員会会長から欠席の報告がありました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりでございます。

本日も気温が上がりますので、議員、説明員の皆さんには上着を脱ぐことを許可します。説明員の方も遠慮なく上着を脱いでやってください。傍聴者の方もぜひリラックスして、説明員の方も遠慮なく脱いでください。町長も脱ぎましたので、皆さん見習って軽い服装でいきたいと思います。教育長、皆さん脱いでください。

議案第36号、議案第37号、議案第38号

議長（橋本憲治君） これより提案理由の説明が終わっております議案第36号、議案第37号、議案第38号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に、議案第36号の質疑を行います。1人3回まで質疑が行えます。ご質疑ございませんか。

7番、佐藤議員。

7番（佐藤静基君） この事務分掌条例につきましては、説明をいただきましたけれども、あらためてちょっと伺いたいと思います。

1つ目に、あらためてどういう目的でこういうことにしたのかと。

2つ目に、このことによって、町民の目あるいは職員の中の仕事の効率、それから行政の運営効果と言いますか、そういうものについてはどういうことになるのかと。

もう1点は、人員の配置にどういう影響があって、どういうことになるのかと。将来に向けて、こういう機構の統合と言いますか、そういうものが将来の職員の数に影響するとか、そういうことまで想定しての今回のことなのか、その点をお伺いしたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） ただいま、議案第36号での事務分掌の一部を改正する中でのご質問をいただきました。

総務課長のほうから議案の説明の中でもお話を申し上げましたとおり、2つの大きな考え方がございます。

1つは、今空席と言いますか、建設課長が兼ねております施設車両課長、水道課長、建設課長と3課の課長を建設課長が抱えておりますので、実質的には1人でその3課の仕事をしているところでございますので、これらを建設課に、水道課はこれは企業会計でございますので、法の定めるところによって、全く1本ということにはなりませんので、施設車両課を建設課に統合して、かつての施設車両課が持っていたものを建設課の中に入れたということでございますけれども、大きくはそういうことでございます。

さらには、これも特に福祉行政の関係で、制度がめまぐるしく変化をしてきていると。

特に、後期高齢等の新しい福祉保健制度、高齢者福祉保健制度等の導入が来年の4月から導入されることによって、窓口が今高齢者福祉のほうの福祉保健課で抱えている。あるいは、それから国民健康保険と老人保健等で町民健診の義務化がなされてきて、その事前事後のフォローアップと言いましょうか、指導が保健師の役割が担うところが大変多ございますけれども、実際のところは窓口に来ますと町民課の窓口、あるいは同じ用務があっても、さらにまた総合福祉センターのほうに行かなければならないという不便さを担当者からも大変出ておまして、この機会に福祉行政、とりわけ医療も含めた一元的な窓口業務、管理をすべきでないのかという具申も課長からございますし、それから各個人のレセプトを参考にしながら業務を進めなければならないという状況がございまして、それらを十分考慮して運営効果が図られると。

それから、住民の利便性の点でいっても、このほうが非常に親切ではないかということで、2つ目の町民課が持っていた系の業務を福祉保健課に持っていくと。一番、私自身がちょっと心配しておりますのは、福祉保健課を建てたときは、総合福祉センターは町民の福祉と健康の拠点だということで建設して、役場と合体施行の中で進めた経緯は、これはご存知のとおりだと思います。

ただ、福祉保健課のほうに町民課の2係を持っていきますと、かなりその点ではちょっとスペースが狭くなるということと、逆に役場のスペースが幾分空間が多くなるではないかということも含めてちょっと心配な面もないとは言えませんが、レイアウトをしながら物品の移動やあるいはちょっと机の移動なども、カウンターもある意味では設置しながら何とか機能的なものにしていきたいということで、職員が今総務課を中心に配置等の検討をしているところでございますので、また支障のないように進めていこうと考えるところでございます。

人員の配置は、人事に係わることでございますけれども、当面はその2係、福祉のことで言いますと2係を福祉保健課のほうにそのまま異動するという形を考えてございます。できるだけ混乱を避けたいということがございますし、それから将来の職員の数については、幾分の出入りはあるかもしれませんが、現状ではそのまま公園の管理系の部分がちょっとありますけれども、いずれにしても、現状のまま人数的にも増減はそんなにないというふうにご理解をいただきたいと思います。なお、細かいことでさらにございましたら、担当課長のほうから答えさせますので、よろしく願いいたします。

議長（橋本憲治君） ほかご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第36号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号の質疑を行います。議案書29ページでございます。1人3回まで質疑を行えます。質疑ございませんか。

議長（橋本憲治君） 6番、松浦議員。

6番（松浦啓博君） 前段の説明のときに、いろいろ説明をいただいているのですが、附則のところ、附則の経過措置の関係の2番になりますけれども、ここにその勤務時間と休暇等に関する条例が載っているのですが、説明のときに、確か今回、年度途中ということもあって、年度を改めるときにこの措置を取りたいという説明であったのですが、年度途中であってもこの7月1日から施行するということなので、7月1日から施行ということにはならないのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思いますけど。

議長（橋本憲治君） 総務課長

総務課長（山田日出夫君） この附則の2項にあります経過措置についてのご質問でございます。

ここにあって規定しているのは、臨時職員のことなのです。私ども正職員に関しては、当然本則に従いまして、7月1日からこの改正内容施行させていただくのですが、臨時職員の方々につきましては、個々の雇用契約を結んで働いてもらっているわけなのです。それで、年度途中からそれぞれたくさんいます臨職の個々の雇用の条件を一方的に改変するのはいかがかということから激変を緩和するために、今回例外規定を付則の中で設けさせていただいて、臨時職員の方と話し合いをさせていただく中で理解をいただいて、来年度から実施してまいりたいという意味でございますので、ご理解をお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 7番、佐藤議員。

7番（佐藤静基君） この件につきましても、説明の段階で詳しくありましたけれども、あらためて住民が利用する場合の開庁と言いますか、その時間と閉館時間と言うのですか、それをお願いしたいと。

それともう一つ、この改正によって、職員の給料とか、手当てに関しては一切変わることはないという解釈なのか、その辺をちょっとご説明ください。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 開庁時間につきましては、規則のほうに委任して時間を定めるわけですが、現在、私どもが考えているのは現行の午前8時45分始業時を午前8時30分に15分繰り上げまして、就業時の午後5時15分を15分間繰り下げまして、午後5時30分までの勤務開庁とする予定でございます。

ただ、一部変則的な勤務時間を取っている現場もございますけれども、いずれにしても、1日8時間、週40時間の勤務時間を確保してまいりたいと考えております。

次に、2点目でございます。今回の改正に伴って、職員の給与等には影響がないのかということでございます。

現在、支給しております給与等には何ら変更はございませんけれども、実質勤務時間が伸びるわけですので、理論的には賃金が3%程度を引き下げられたものと同程度だと私どもは考えております。

議長（橋本憲治君） ほかが質疑ございませんか。

9番、川村議員。

9番（川村進君） この臨時職員の処遇については、はっきり申しまして財政難でい

る。いろいろ正職員にはできない部分があるのかもしれないけれども、どのような企業においても10年以上勤務すると大概は正職員への登用というものです。それから、すべての身分は正職員にかなり近くなるということが行われているのです、企業においては、それが町職員においては、一般質問でもお答えいただきましたけども、臨時職員という呼び方すら私はしてはいけないと、すべての身分は職員という言い方でなければいけないし、町職員が業務を遂行する上で、町民にサービスを与える上で、必要不可欠な人員が臨時職員というふうに考えておりますから、すべて身分は町職員により近くなければいけないと思います。

それで、今回また見直しされるのかどうかわかりませんが、格差というものが言われているときに、臨時職員というものの身分は完全に保障され、そうして賃金においても格差があってはいけないと思います。町長、これについてきちっとお答えいただきたいと思います。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 私どもの職員は消防も含めて103人おります。消防が、今手元に資料ございませんから14人ということでございますので、実質的には89人の職員でございます。

これらは地方公務員法に基づく、議員ご指摘のとりの職員でございますので、保育所等の現場も含めて、これらの89人で業務を行っている。これは例えば置戸でいきますと、消防職員を抜いて90人でございますけれども、実は置戸は今子育て支援センター等々で業務機構改革を行うようでございますけども、私の記憶では保育所・幼稚園等は町営ではないはずでございますから、逆に特別養護老人ホーム等の老人福祉施設は町の施設ですから、なかなかそれぞれの町によって状況は違いますけども、事務職そのものの占める人数については、昨日もお話をさせていただきましたように、管内でも1人が持つ町民の数は60人を超しているという点で、管内の町村では上湧別に続いて2番目の状況だということでもあります。

また、それだけ仕事が少ないのかということではなくて、様々な臨時の形態の中で仕事をカバーしていただいているというのが実態でございます。

議員のご指摘のように本来は正職員化をしていくべきではないかということでございますし、これは法に基づいて適切に対応してきた状況でございますし、引き継いで、私としてはそうであったと思っております。

臨時の中にも様々な形態がございまして、正職員に近い事務職員という部分と、これはボーナスも正職員よりは少ないのですけれども、年次有給休暇も与え、そういう職員がおりますし、さらには日々雇いで現場職員等の日当、昨日もありましたけども、最低賃金法で言う5,600円ですか、そのそういう方が私どもは雇用させていただいているということでございます。

総務課長から申しましたように、契約上は4月から年度契約というのが、日々の場合は3月31日までということでございますから、7月1日から勤務時間等が変わったとしても、これは契約行為でございますので、臨職の日々の場合は現状どおりということ踏襲させていただくという考え方でございます。

詳しい中身については、臨職の形態については、ちょっと口頭で今担当の課長から答えさせますけど、大枠はこのような考え方で町政を執行していると、業務にあたっていただ

いているという状況でございます。

議長（橋本憲治君） 総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 議員ご指摘のように、一般行政を運営する上で、職員の数少ない中での体制の中で、補っていただいているという点では、全く職員と同じ仕事をいただいていると私どもも認識をしております。

ただ、いろいろ財政的なもの、いろいろな観点から、すべてを正職員化ができない中で、極力それなりの配慮しながら働いてきていただいているということだと思います。

それで、今職員の臨時職員という表現もご指摘ありましたけど、わかりやすくするために言っているのであって、確かに法的には職員でございます。地方公務員の職員ということでもありますけども、その勤務の条件につきましては、働いている皆さん側からの要求も今受けております。職員組合もありますので、その話し合いを近々、話し合いを進めようということでも話を決まっておりますので、その中で少し長期的な話になるかと思っておりますけど、急に条件をどうこうということもなかなかできない面もありますので、働いていただいている方と、当局のほうで勤務条件について、よく話し合いをして理解をいただくところは理解をいただき、また、改めなければならないところ改めるといった基本的な姿勢を今後も堅持してまいりたいと思います。

議長（橋本憲治君） ほかご質疑ございませんか。

9番、川村議員。

9番（川村 進君） この臨時職員という方たちの身分は、はっきり言って町で大切であるという認識のもとに、労働契約をされるのでしょうけれども、やはり賃金体制だけは絶対に職員に差別されているという感覚を持たせてはいけなし、それが町民が一番やはり職員としてどのような試験を受けて、どういう採用方法であろうかわかりません。地方自治法による採用方法と臨時職員の採用方法はいろいろあるのでしょうけれども、賃金体系においては絶対に格差ができる、そのようなものは外していかなければ、町長は言われる福祉に対する考え方とか、いろいろな面で、やはり町民の見る目というものは相当違うと思います。ですから、これはぜひやっていただきたいと思います。いかがですか。

議長（橋本憲治君） 町長。

町長（菊池一春君） 川村議員の非常に原則的なご指摘は、ある意味では私自身も理解できる部分もございます。部分とあえて申し上げているのは、一方では臨職に払っている給与があれば、積極的に民間委託や指定管理者制度に移行して、できるだけぜい肉を削ぎ落としたほうが町の財政にとっても今大事ではないのかという強い意見も、これもまた相当数あるのも事実でございます。私としては、昨日も申し上げましたように、可能な限り、立場の弱い方の生活が困窮するような状況にはさせたくないという基本的な姿勢は変わっておりませんけれども、そして、また総務課長が言いましたように、現業でございます職員組合との話し合いも今後していかなければならないと。そのことと、一方では民間委託やあるいはそういう新しい国が進めている労働形態のようなものを慎重に見極めながら、これから判断をしていかなければならないところでございますので、この点につきましても、また議会の皆様方とご相談を申し上げることも多々あると思いますけれども、ご理解を賜りたいと思います。

議長（橋本憲治君） ほかご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) これをもって質疑を終了いたします。
これより討論を行います。討論ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。
これより議案第37号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(橋本憲治君) 町長。

町長(菊池一春君) 失礼いたしました。

ご承認いただきましたのをご挨拶が遅れました。どうも、ありがとうございました。

議長(橋本憲治君) 次に、議案第38号の質疑を行います。議案書32ページでございます。1人3回まで質疑が行えます。ご質疑ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 質疑がないようなので、これをもって質疑を終了いたしたいと思います。

これより討論を行います。討論ございますか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。
これより議案第38号の採決を行います。
本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

選挙第5号

議長(橋本憲治君) 日程第14、選挙第5号 選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。議案書34ページでございます。

事務局長に説明をさせます。

議会事務局長(小野良次君) それでは、私の方からご説明申し上げます。議案書の34ページになります。

選挙第5号 選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙について、ご説明申し上げます。

選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙につきましては、本年7月1日をもちまして任期満了となりますので、地方自治法第182条第1項及び同条第2項の規定により、委員4名、補充員4名を議会において選挙するものであります。

選挙につきましては、地方自治法第118条の規定によりまして、投票または指名推選の方法があります。

指名推選による場合につきましては、補充員には順位を決定しなければならないことに

なっております。

投票による場合は、委員の投票と補充員の投票に分けて行いますので、2回の投票になります。また、投票数により順位を決定いたします。この選挙の法定得票数は、1票でございます。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選より行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員には、田古久氏、斉藤浄文氏、喜多昭子氏、仁木範幸氏、補充員には、順位1位、三宅孝夫氏、順位2位、八島満氏、順位3位、芳賀孝司氏、順位4位、村口多加代氏を指名したいと思います。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名しました各氏を当選人とすることにご異議ありませんか。

（「なし」との声あり）

よって、ただいま指名いたしました8人の各氏が当選されました。

選挙第6号

議長（橋本憲治君） 日程第15、これより選挙第6号 北海道後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

この選挙は、町村議会議員の区分において、候補者が定数8人を上回る9人となり、選挙が行われることになったものです。

北海道後期高齢者医療広域連合規約第8条の規定により、すべての町村議会の選挙における得票総数により、当選人を決定することになりますので、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。

よって、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告いたします。

選挙は、投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

議長（橋本憲治君） 引き続き、投票箱の設置をいたしますので、少々お時間をいただきたいと思っております。

ただいま、出席議員数は10人であります。

会議規則第32条の規定により、立会人に3番、上原豊茂議員、8番、山本朝英議員を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

議長(橋本憲治君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。ありませんね。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

異常ありませんね。

(職員によって投票箱点検、「異常なし」の声あり)

議長(橋本憲治君) 異常なしと認めます。

念のために申し上げます。

投票は、単記無記名であります。投票用紙に、候補者の氏名を記載の上、事務局長の点呼により順次投票を願います。

議会事務局長(小野良次君) それでは点呼を申し上げます。

橋本議長につきましては、最後に投票を議長席でお願いしたいと思います。

それでは、議席番号とお名前を呼び上げます。順番に投票願います。

2番、西山由美子議員。3番、上原豊茂議員。4番、河端芳恵議員。5番、工藤弘喜議員。6番、松浦啓博議員。7番、佐藤静基議員。8番、山本朝英議員。9番、川村進議員。10番、小林一甫議員。最後に、1番、橋本憲治議員は議長席で投票いたします。

議長(橋本憲治君) 投票漏れはありませんか。ありませんね。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

上原豊茂議員、山本朝英議員の立会をお願いいたします。

(開票)

議長(橋本憲治君) 開票結果を発表いたします。

投票総数10票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

このうち有効投票10票、無効投票0票でございます。

有効投票のうち、北原議員5票、中橋議員5票。

以上のとおりであります。

議場の閉鎖を解きます。

(議場閉鎖)

議長(橋本憲治君) この開票結果を北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長に報告いたします。

請願第2号

議長(橋本憲治君) 日程第16、請願第2号を議題といたします。

まずもって紹介議員の説明を求めます。議案書36ページでございます。

上原議員。

3番(上原豊茂君) 議長のただいまお許しをいただきましたので、請願第2号についての説明いたします。

訓子府町議会議長、橋本憲治様。

WTO及び日豪EPAなど重要農産物の貿易交渉に関する請願書。

紹介議員、上原豊茂。

請願者、北海道常呂郡訓子府町仲町25番地、きたみらい農業協同組合訓子府支所運営委員長、大沢健二。

請願者、北海道常呂郡訓子府町仲町25番地、訓子府町農民連盟委員長、遠藤保。

このWTO及び日豪EPAなど重要農産物の貿易交渉に関する請願書の内容については、皆さんそれぞれマスコミ等で十分ご承知のことと存じます。

要約して説明いたしますけれども、国際的な貿易のルールをつくるという関係で、WTOをはじめ、それぞれ経済連携協定と日豪の経済連携協定等が進められているわけでありましてけれども、日本農業及び北海道農業に極めて大きな影響を与えるという状況がありません。

先般の議会において、日豪EPAの影響については、訓子府町で42億6,000万円という説明がございました。このような状況で、これがそのまま締結されますと、地域崩壊というところに至ってしまうという問題がございます。

また、請願者の説明によりますと、今回行われます参議院選挙が終わり次第緊急にこの交渉結果が出る可能性があるということから、取り急ぎこの請願を出すということでありました。

そういう状況の中での請願でありますこととお汲み取りいただきたいと思います。

それでは、記以下については朗読をもって説明に替えたいと思います。

(以下、請願書朗読、記載省略)

以上、説明を終わりますけれども、ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

議長(橋本憲治君) これより質疑に入ります。質疑は、紹介議員に対する質疑といたします。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本請願は、委員会付託を省略し、討論に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより請願第2号の採決を行います。

本請願を採択することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、請願第2号は採択されました。

ここで10分間休憩いたしたいと思います。午前11時から再開をしたいと思います。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時00分

議長(橋本憲治君) 休憩前に戻り会議を再開いたします。

追加日程の議決

議長(橋本憲治君) お諮りいたします。

ただいま山本朝英君外4名から、意見書案第3号 WTO及び日豪EPAなど重要農産物の貿易交渉に関する要望意見書、意見書案第4号 道路整備に関する要望意見書の件が、上原豊茂君外4名、意見書案第5号 地方財政に関する要望意見書の件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、この際、意見書案第3号、意見書案第4号、意見書案第5号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

意見書案3号

議長(橋本憲治君) 意見書案第3号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

山本議員。

8番(山本朝英君) ただいま議長からお許しをいただきましたので、意見書案第3号について説明をいたしたいと思います。

意見書案第3号

WTO及び日豪EPAなど重要農産物の 貿易交渉に関する要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成19年6月28日

訓子府町議会議長 橋本憲治様

提出者

議員 山本朝英
議員 川村進
議員 松浦啓博
議員 佐藤静基

次のページをお開きいただきたいと思います。

W T O及び日豪E P Aなど重要農産物の
貿易交渉に関する要望意見書

この要望意見書の内容につきましては、先ほど説明をいたしました請願第2号と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成19年6月28日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋 本 憲 治

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
外務大臣様
農林水産大臣様
経済産業大臣様

以上でございます。どうかご審議の上、ご採択くださいますようよろしくお願いいたします。

議長（橋本憲治君） これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第3号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

意見書案第4号

議長（橋本憲治君） 意見書案第4号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

山本議員。

8番（山本朝英君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、意見書案第4号について説明をいたします。

意見書案第4号

道路整備に関する要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成19年6月28日

訓子府町議会議長 橋本憲治様

提出者

議員 山本朝英
議員 川村進
議員 松浦啓博
議員 佐藤静基
議員 小林一甫

この要望意見書の説明につきましては、朗読をもって説明にかえさせていただきます。
次のページをお願いいたします。

(以下、意見書朗読、記載省略)

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成19年6月28日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋本憲治

衆議院議長様
参議院議長様
内閣総理大臣様
総務大臣様
財務大臣様
国土交通大臣様

以上でございます。どうかご審議の上、ご採択くださいますようよろしくお願いいたします。

議長(橋本憲治君) これより質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第4号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議長(橋本憲治君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

意見書案第5号

議長(橋本憲治君) 意見書案第5号を議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。

上原議員。

3番（上原豊茂君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、意見書案第5号について説明をいたします。

朗読をもって説明といたします。

地方財政に関する要望意見書

上記の意見書案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成19年6月28日

訓子府町議会議長 橋本憲治様

提出者

議員 上原豊茂
議員 河端芳恵
議員 西山由美子
議員 工藤弘喜
議員 橋本憲治

（以下、意見書朗読、記載省略）

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年6月28日

北海道常呂郡訓子府町議会議長 橋本憲治

内閣総理大臣様

総務大臣様

以上ですので、ご審議の上、ご採択くださいますようお願いいたします。

議長（橋本憲治君） これより質疑を行います。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 討論がないようなので、これをもって討論を終了いたします。

これより意見書案第5号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

報告第3号

議長（橋本憲治君） 日程第17、報告第3号を議題といたします。議案書39ページでございます。

提出者からの報告を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長（佐藤正好君） 報告第3号について、説明申し上げます。議案書の39

ページでございます。

報告第3号 繰越明許費繰越計算書の提出について（平成18年度訓子府町一般会計予算）の繰越明許費について、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次のページの繰越計算書により、その内容を説明いたしますので、ご覧をいただきたいと存じます。

まず、繰り越した事業につきましては、本年3月の第1回定例町議会において、平成18年度訓子府町一般会計補正予算の繰越明許費として、ご決定をいただいた3款1項2目、老人福祉費に計上してありました介護保険システム改修事業。9款1項1目、消防組合費に計上してありました通信指令装置更新整備事業。それと、10款3項1目、学校管理費に計上してありました訓子府中学校体育館アスベスト対策事業の3件でございます。それぞれ3月の定例会でご決定をいただいた事業費を同額翌年度に繰り越したものでございます。

なお、繰り越しの財源につきましては、通信指令装置更新整備事業にあつては、起債、過疎債になりますけれども、3,910万円を。訓子府中学校体育館アスベスト対策事業にあつては、国庫支出金として1,000万円。起債としまして、義務教育施設整備事業債になりますが、1,990万円をそれぞれ特定財源として繰り越しており、残り一般財源としての繰り越しは、総額290万8,000円となっております。

以上、報告第3号について、説明を申し上げました。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（橋本憲治君） ただいまの報告に対し質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） これをもって質疑を終了いたします。

以上で、本報告を終わります。

報告第4号

議長（橋本憲治君） 日程第18、報告第4号を議題といたします。議案書41ページでございます。

提出者からの報告を求めます。

福祉保健課長。

福祉保健課長（佐藤純一君） 報告第4号について、ご説明をいたします。議案書の41ページをお開きください。

報告第4号 繰越明許費繰越計算書の提出について（平成18年度訓子府町介護保険事業特別会計予算）の繰越明許費について、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

次のページの繰越計算書により、その内容を説明いたしますので、ご覧をいただきたいと思います。

まず、繰り越した事業につきましては、本年3月の第1回定例町議会において、平成18年度訓子府町介護保険事業特別会計補正予算の繰越明許費としてご決定をいただいた1款1項1目、一般管理費に計上してありました介護保険システム改修事業であります。3

月の定例会でご決定いただいた事業費 354万1,000円を同額翌年度に繰り越したものでございます。

なお、繰り越しの財源につきましては、国庫支出金として 82万5,000円。一般会計からの繰入金 が 271万6,000円となっております。

以上、報告第4号について、ご説明申し上げました。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（橋本憲治君） ただいまの報告に対して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） これをもって質疑を終了いたします。

以上、本報告を終わります。

報告第5号

議長（橋本憲治君） 日程第19、報告第5号を議題といたします。

職員に報告を朗読させます。議案書43ページでございます。

議会事務局長（小野良次君） 議案書の43ページをお開きいただきたいと思います。

報告第5号 訓子府町土地開発公社の経営状況等報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、訓子府町土地開発公社の経営状況等に関する書類が町長から別紙のとおり提出があったので報告する。

平成19年6月26日提出、訓子府町議会議長、橋本憲治。

記、別紙でございます。次のページ、44ページをお開き願いたいと思います。

平成19年5月23日

訓子府町議会議長 橋本憲治様

訓子府町長 菊池一春

訓子府町土地開発公社の経営状況等を説明する書類の提出について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、訓子府町土地開発公社の経営状況等を説明する書類を別紙のとおり提出いたします。

次のページ、45ページから51ページにつきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 以上のとおりであります。

この報告に対して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） これをもって質疑を終了いたします。

以上、本報告を終わります。

報告第6号

議長（橋本憲治君） 日程第20、報告第6号を議題といたします。議案書52ページでございます。

提出者からの報告を求めます。

総務課長。

総務課長（山田日出夫君） 議案書 52 ページでございます。

訓子府町国民保護計画の策定について。

武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律第 35 条第 1 項の規定に基づく訓子府町国民保護計画を同条第 5 項による北海道との協議が終了し別冊のとおり策定いたしましたので、同条第 6 項の規定により議会に報告を申し上げます。

別冊の計画書をご覧をいただきたいと思います。ご覧いただきましたように、この計画は非常に長文で 74 ページにもわたり記述されてございます。これは、法に基づき北海道の指導を受けまして、定めなければならない項目をすべて記述しておりますので、このような内容とボリュームになってございます。

この計画は、訓子府町国民保護協議会条例に基づきまして、設置した協議会を 2 回開催させていただき、原案を調整した後、北海道と協議をして承認を受けたものでございます。

なお、説明の中で、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律を法と、訓子府町国民保護計画を計画と、町国民保護協議会を協議会と表現させていただきます。

この計画のすべてを説明することは、時間的にも非常に困難でございます。主な項目に絞って説明させていただきたいと考えておりますけども、議長から概要がわかる程度の説明をするようご指示がありましたので、ややお時間をいただくことになろうかと思っております。

では、1 ページをお開き願いたいと思っております。

第 1 編 総論では、計画の基本的事項を定めてございます。この法や計画の目的を大きくとらえて表現させていただきますと、不幸にしてわが国が、またわが地域が武力攻撃事態等の状況に陥った場合、国民、住民の生命、身体、財産を保護するため、国や道、市町村には避難、救援、被害の最小化の 3 本柱の役割があるということになります。

町の責務、計画の位置づけも、この基本に沿って書かれているものとご理解をいただきたいと思います。

この計画の構成につきましては、この第 1 編から第 5 編までの本編と、資料編からなっております。資料編は、後段にございますので後ほどご覧いただくこととし、説明は省略させていただきます。

2 ページに移ります。

計画の変更手続きでございますが、策定同様、協議会の諮問、北海道との協議、町議会の報告のステップを踏むことを。また、町防災計画との整合性を図ることなどが定められております。

次に、第 2 章 国民保護措置に関する基本方針では、先ほど言いました 3 本柱の避難、救援、被害の最小化の実施にあたり、基本的な事項を列記させていただいております。ここでは、基本的人権の尊重をはじめとする国民、住民の諸権利の保護や関係機関、国民の協力、国民保護従事者の安全確保など、留意すべき事項を載せてございます。

次に、4 ページに移らせていただきます。

第 3 章 関係機関の事務又は業務の大綱等については、保護措置を実施する場合の町と関係機関との役割や連携について整理しております。国民保護措置の仕組みを図で説明しておりますが、左側に 3 本の柱がございまして、それぞれの対応について、図の右に向かって国、道、訓子府町の順序でその役割を表しているものでございます。

上段の避難を例に見てみますと、国が避難指示を出しますと、道は町に対して避難指示を連絡伝えます。町は、町内において、避難指示の伝達、また避難住民の誘導等の措置を担当することになることを図示してございます。また、逆の流れとしまして、町が道へ事態を逆に報告して、各措置の実施要請を町から道へ行うという逆の流れもあり得ますでしょうし、その場合道は国に対して実施要請をあげるということになります。

次に、6ページに移ります。

第5章 町国民保護計画が対象とする事態として、保護措置の対象とすべき2つの種類の事態と内容について載せてございます。

大きな1つは、戦争や戦闘状態とも言える武力攻撃事態でありまして、4つの種類がございまして、着上陸侵攻、ゲリラ攻撃、弾道ミサイル攻撃、航空機による攻撃。この4種類の事態でございまして。

もう1つの大きな固まりは、緊急処理事態と言いまして、武力攻撃事態と比べますと規模は小さく、ある意味ピンポイント的な攻撃でございまして。例示されているものは、危険物質を扱う施設等への攻撃、多数の人を殺傷する物質を用いた攻撃、また自爆テロなどでございまして。わかりやすい例をあげれば、一連の某宗教団体によるサリン散布事件は、この緊急処理事態に該当いたします。

8ページ以降につきましては、第2編としまして、平素からの備えや要望について記載してございます。

第1章 組織・体制整備等では、町と消防における国民保護措置の平素の業務を明確化するほか、9ページでは、武力攻撃災害時の職員参集基準や初動体制の確立について、状況に応じた初動体制の3段階の対応などを定めてございます。

12ページに移りまして、関係機関との連携体制の整備では、道、近接市町村、指定公共団体、ボランティア団体との情報伝達や連携活動に重きをおいた規定となっております。これは、保護措置の実施にあたりましては、町単独ではなかなか困難なことから国や道との間での情報交換が盛んに行われますし、攻撃や災害が広範囲になる恐れがあることや医療などの専門的対応や情報共有が不可欠であることなどから、あらゆる機関との連携体制が重視されているからでございまして。指定公共団体は、医療機関やテレビ、ラジオ、新聞などの報道機関を指してございます。

14ページでは、ボランティア団体に対する支援ということで、町内会、実践会を含むボランティア団体に対する情報提供や、平素の訓練活動等への支援に努めるとしてあります。また、保護措置を進める上で、通信の確保、情報収集提供、安否情報の収集、提供等の準備や研修及び訓練などについて、日頃から配慮するということを含め、20ページまで記述してございます。

20ページから25ページの第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えでは、避難に関する施設や道路網、輸送協力体制、生活関連情報の把握などの検討について、平素から進めることなどを定めてあります。

また、第3章 物資及び資材の備蓄、整備として、保護措置のために必要な機器類や医薬品類については、国や道と連携して備蓄したり、上下水道等のライフライン施設の整備、代替施設の確保、固定資産データの保守などについて定めてあります。固定資産データの保守というのは、災害が広範囲にわたったとき、復旧するときに個人の財産等の情報が失

われることを避けようとするところからでございます。

さて、25ページの第4章 国民保護に関する啓発ですが、町が当面しなければならぬ重要な取り組みと認識しております。聞きなれないこの国民保護という内容につきましては、まずは国民、町民の皆さんにお伝えし、少しでも理解を広めることが大切だと考えておりますので、当面この対応に力を入れてもらいたいと考えております。

武力攻撃災害による被災を最小限とするためにも、国民保護の正しい知識をお伝えしなければならぬと考えております。

27ページからは、第3編 武力攻撃事態への対処としまして、具体的な対応について整理しております。

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置では、多数が殺傷する事態が発生した場合、速やかに北海道や北海道警察に連絡するとともに、緊急事態連絡室を設置し、町長を室長として担当課長による体制を整えます。

28ページでは、初動措置としまして、災害対策基本法に基づく避難指示、警戒区域設定、救急救助等の緊急措置を道等々と連携して行わなければなりません。また、対策本部設置の要請や関係機関への情報提供、協力依頼も行うこととなります。これらを図に表す29ページのとおりでございます。国等を通じまして、武力攻撃等の兆候の連絡を受けた場合は、先ほど9ページ説明しました職員参集基準3段階のうちの第1段階目の担当課体制か、もしくは次の段階の緊急事態連絡室体制を立ち上げることとなります。

30ページからの第2章 町対策本部の設置では、その手順や組織、機能を整理してございます。対策本部につきましては、総理大臣からの指定を受けて設置することとなります。この場合、全職員を参集させ、役場2階会議室1に通信システムを備えた本部を開設し、町議会にその旨を速やかに連絡することになってございます。また、本部機能の確保のために、代替施設として消防施設の講堂、スポーツセンターの順で予備開設をあらかじめ指定しておきます。

31ページから34ページにかけては、対策本部の組織及び機能、本部長の補佐機能編成、現地調整所の組織編成を図と表にまとめておりますので、ご覧をいただきたいと思っております。保護措置を的確に迅速に行うため必要な場合は、本部事務の一部を行う現地対策本部を設置したり、被災現場に現地連絡所を開設し、活動の調整を行うこととなります。

35ページから第3章 関係機関相互の連携としまして、国、道との連携のほか、知事等に対する保護措置に必要な措置を要請を行うほか、自衛隊の国民保護派遣を要請したり、他の近接の市町村長や指定行政機関の長に応援を要請することがございます。指定行政機関と言うのは、この近間では開発建設部とか、土現だとかというような機関となります。

38ページですが、町内にあっては、町内会や実践会を含むボランティア団体への各種支援に努めるほか、住民に保護措置の協力要請を行う場合も想定しております。場合によっては、臨時的に住民の皆さんに活動の協力を要請する場合もあり得るというようなことでございます。

38ページの下段からは、第4章 警報及び避難の指示等でございます。警報の伝達は、39ページに図でまとめてございます。なお、警報の伝達方法は攻撃が迫るか、すでに発生したときについては、消防本部のサイレンで伝えることを定めております。

41ページからは、避難住民の誘導等について述べてございます。避難は、知事の避難

指示に基づいて行われます。住民に、正確に迅速に避難指示を行わなければならないと思います。避難指示の流れは、ここに図示したとおりでございます。避難の実施にあたり、あらかじめ研究していたパターンを参考に知事の指示に基づいた避難実施要領案をつくらなければなりません。やみくもに避難をするということではないわけであります。道などの関係機関の指導を受けながら、日頃から研究を重ねておき、いざというときに備えるという形になろうかと思えます。

44ページに移りまして、避難住民の誘導の仕方でございます。町は、消防機関等々連携を保ちながら町職員を配置し、連絡調整や毅然とした誘導をするなどの高齢者や障がい者への配慮も含めまして、避難住民への種々の支援をしながら避難路の確保や避難所、食料等の確保に努め、避難先の自治体との連絡も取りながら行うという非常に難しい対応を迫られるかと思えます。ここで毅然とした誘導というのは、誘導するだけではなく指示に従っていただくように毅然と住民の皆さんを導いていくということになろうかと思えます。また、食料等が不足する場合、知事に対して支援の要請を行うほか、知事から避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは適切な対応をするなど、臨機応変なまた効果的な対応をとらなければならないと定めております。

なお、46ページ下段から48ページにかけては、武力攻撃事態等の4つのパターンの特色に合わせた対応を示してございます。ご覧いただきたいと思えます。

第5章 救援では、法第76条第1項による知事から通知があったとき、収容施設の供与をはじめ食料生活必需品の給与、医療の提供、被災家屋等の応急措置等の知事権限に係る救援を実施することもあります。これは道だけでは手が回らなくなって、地元で預けてくるというような場面も想定されているわけであります。

50ページから53ページにかけては、救援の項目ごとに具体的な基準を示しているほか、救援の実施に際して知事に代わって、特定物資の売り渡しの要請や土地等の使用、特定物資の収容、保管命令、土地等の立ち入り検査、医療提供の要請などを実施することも定めてございます。

54ページからの第6章 安否情報の収集提供では、被害を受けた住民の皆さんに係わる情報の収集、道への報告、照会に対する回答などについて、個人情報保護に留意しながら負傷、死亡等の情報を必要最小限の扱いとしております。

56ページの下段からは、第7章 武力攻撃災害の対処について記載しております。武力攻撃等があれば、武力攻撃災害が発生し、その対応が必要となります。攻撃災害を防除し、軽減することが困難な場合、知事に必要な措置の実施を要請することもあります。災害の状況によっては、独自判断による応急措置等も必要であり、退避の指示や警戒区域の設定のほか、土地建物の使用、収容や支障物件の除去などの応急措置の指示をやむを得ずすることができます。

なお、60ページ下段からは、広域災害への対象ための消防機関に関する措置が設けてありますが、これらはいざというとき、消防機関が果たす役割の大きさをあえて示しているものでございます。法のほか、消防組織法や消防法等の法令の規定からも、消防機関は武力攻撃災害から住民を保護するため、町と一体となりまして、消火活動及び救助、救急活動を行い、武力攻撃をなるべく防除し、軽減する役割があるということでございます。

62ページからの70ページは、生活関連施設における攻撃災害や大陸間弾道弾攻撃災

害への対処の記載が続きますが、ここでは省略させていただきます。

71ページからは、第4編としまして、復旧等についてです。

第1章 応急の復旧では、主に上下水道等のライフラインの施設や道路の被害状況を道に報告するとともに、応急の復旧処置を講じることを定めておりますし、72ページの第2章 武力攻撃災害の復旧では、全国的な復旧の法制整備と国の方針に沿って、道と連携して復旧を実施することになります。

第3章 国民保護措置に要した費用の弁償として、原則要した費用は国が負担することとなりますので、負担金請求を国に行う事務が発生いたします。また、保護措置や救援の実施にあたりまして、先ほど言いました土地等の収容や使用という行政処分を緊急に行った結果、通常の損失の保証を行うほか、保護措置の救援要請に対し協力していただいた住民が死亡、負傷し、疾病にかかった場合、または障がいが残った場合は、国の責任においてその損害補償も行うこととなります。

最終74ページでは、第5編 緊急処理事態への対処ですが、すでに述べてきました武力攻撃事態等の対処にほぼ準じることとなりますので、そのことを記載させていただきます。

以上、長い説明になりましたけども、訓子府町国民保護計画について、法で定められました町議会への報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（橋本憲治君） 訓子府町国民保護計画を詳しく説明いただきました。

ただいまの報告については、先の常任委員会で説明しましたように、昨年の第1回定例会において、この報告に関連する条例2本を議決しておりますので、この報告をもって質疑を終了いたします。

以上、本報告を終わります。

報告第7号

議長（橋本憲治君） 日程第21、報告7号 出納検査結果報告について、議題といたします。

職員に報告を朗読させます。

議会事務局長（小野良次君） 議案書の53ページをお開きいただきたいと思います。

報告第7号 出納検査結果報告について。

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった。

平成19年6月26日提出、訓子府町議会議長、橋本憲治。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成19年3月19日町長等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 柴田喜八様

平成19年3月19日

訓子府町監査委員 四十物 義雄

訓子府町監査委員 田中 與士信

次のページ、54、55ページの表につきましては、説明を省略させていただきます、

次56ページをお開きいただきたいと思います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成19年4月11日町長等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 柴田喜八様

平成19年4月11日

訓子府町監査委員 四十物 義雄

訓子府町監査委員 田中 與士信

なお、57、58ページの表につきましては、先ほどどおり説明を省略させていただきまして、59ページをお開きいただきたいと思います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成19年5月11日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋本憲治様

平成19年5月11日

訓子府町監査委員 四十物 義雄

訓子府町監査委員 佐藤 静基

60ページから63ページまでの表につきましては、説明を省略させていただきまして、64ページをお開きいただきたいと思います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、平成19年6月11日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 橋本憲治様

平成19年6月11日

訓子府町監査委員 四十物 義雄

訓子府町監査委員 佐藤 静基

なお、65ページから67ページまでの表につきましては、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

議長（橋本憲治君） 以上のとおりであります。

この報告に対して、質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） これをもって質疑を終了いたします。

以上で、本報告を終わります。

議員の派遣について

議長（橋本憲治君） 日程第22、議員の派遣についてを議題といたします。議案書68ページでございます。

議員の派遣については、別紙のとおり議員を派遣することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

所管事務調査について

議長（橋本憲治君） お諮りいたします。

総務文教常任委員会及び産業建設常任委員会の2常任委員会の委員長から、所管事務調査について平成19年度閉会中も継続して調査できるよう議決の願い出が議長に対してしております。これを認めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、2常任委員会の委員長から願い出のあった所管事務調査項目について、平成19年度中も継続して調査できるように決定いたしました。

閉会の議決

議長（橋本憲治君） 以上をもって本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

議長（橋本憲治君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定いたしました。

閉会の宣告

議長（橋本憲治君） これにて平成19年第2回訓子府町議会定例会を閉会いたします。ご苦労様でございました。

閉会 午前11時55分

以上、平成19年第2回定例町議会の会議録は小野事務局長が大要をまとめたものであるが、記載に相違ないことを認め、ここに署名する。

訓子府町議会議長

署名議員

署名議員

署名議員

署名議員